松本一彦真鶴町長に対する町長辞職勧告決議

令和4年4月28日に選挙人名簿等流出に係る第三者委員会の報告書が公表された。

第三者委員会では本件の情報流出が発生した主な原因は、関係当事者の遵法意識の欠如、 関係当事者の馴れ合い意識、町の情報管理体制の不備にあると結論付けられた。そして速 やかに関係当事者に対する刑事告発及び損害賠償請求を行うことを望むとある。

松本町長に対しては、少なくとも窃盗罪、建造物侵入罪、守秘義務違反の罪、職権乱用 による選挙の自由妨害罪及び買収(供与)罪に問われるべき行為であるとされた。

また、これまで流出した選挙人名簿抄本は、基本4情報である有権者の氏名、生年月日、 性別、住所のみとされてきたが、実際は該当選挙人が期日前投票をしたかどうか、投票を したかどうかまでわかるものであった。この名簿のコピーの提供は、選挙における公正を 害する重大な結果をもたらしているのであって、単なる手続違反とされるところを遥かに 超えた悪質な事案であり、民主主義の基礎を掘り崩す重大な問題である。

真鶴町議会として、第三者委員会の報告書を重く受け止めるとともに、これまでの前提 が覆されるような新事実に対し、看過できるものではない。

また、5月12日の総務経済常任委員会において、これまで情報流出は関係当事者5名とされてきたが、松本町長の支援者3名にも流出している事実を自白した。選挙人名簿をエクセルデータ化するために、個人所有のパソコンにて、支援者3名に入力をさせていた。この事実を第三者委員会にも報告せずに伏せたままにしてきたことは、これまで議論してきた前提をさらに覆す重大な問題である。

松本町長は事件発覚後、一度辞職して再選挙にて再選したが、事実を隠したままでの再選であり、町民をあざむく背信行為であると言わざるを得ない。事件発覚から7か月もの月日が流れても、新たな事実が繰り返し出てくる状況は、とても誠実な対応をしているとは言えない。また、自浄能力はないものと判断せざるを得ない。

よって、真鶴町議会は、松本一彦町長に対して町長職を直ちに辞職するよう強く勧告する。

以上、決議する。

令和4年6月3日